



環政第1229号

平成30年1月12日

名護市長 稲嶺進 殿

沖縄県知事 翁長雄志



名護市新設廃棄物処理施設整備事業計画段階環境配慮書に対する知事意見について

平成29年11月30日付け名環対第568号で送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県環境影響評価条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の5の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本都市計画配慮書対象事業（以下「配慮書対象事業」という。）は、昭和 52 年の竣工から約 40 年が経過し、老朽化した名護市一般廃棄物焼却施設（名護市環境センター）に代わる一般廃棄物焼却施設及びリサイクルセンターを新しく整備することを目的としている。

事業実施想定区域は、建設適地選定基礎調査（名護市一般廃棄物処理施設建設適地選定基礎調査）や、市民を交えた名護市環境審議会等を経て名護市安和地内の採石場跡地を選定した経緯があり、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等の環境の保全に関して特に配慮すべき地域が含まれておらず、周囲約 1 km の範囲に学校、病院、福祉施設など環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地がない。一方、事業実施想定区域の南側は名護湾に近接しており、当該沿岸域は沖縄県の自然環境の保全に関する指針において、評価ランクⅡ（自然環境の保護・保全を図る区域）となっていることから、海域に対して十分に配慮が必要である。

また、事業実施想定区域に接する国道 449 号線は、本部町へ続く主要幹線道路であり、良好な海岸景観を望むことのできる観光ルートである。当該道路は、沖縄風景街道（沖縄地方風景街道協議会）に登録されており、その沿道景観の保全は重要である。また、名護市景観計画の屋部地域の景観形成方針として、屋部海岸景観軸では、沖縄らしさのある魅力的な沿道景観をつくることとしているため、都市計画決定権者は良好な景観形成に積極的に取り組む必要がある。

配慮書対象事業の事業特性として、高さのある煙突が出現することとなるが、煙突の配置によっては大気質や景観へ影響が生じるおそれがあり、その配置については、より詳細な施設の規模等（大きさ、色彩等）を決定する時点において検討し、環境への影響を回避・低減する必要がある。

特に景観については、施設の配置のみならず、施設内に設けられる緑地や駐車場の配置、設置される施設の色彩によって影響が異なってくるため、これらの配置等をあわせて検討する必要がある。

以上の事項を踏まえ、配置計画の選定に当たっては、配慮書対象事業の計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に示された複数の配置案のみならず、下記に示す事項を適切に講ずることにより計画段階配慮事項について十分な検討を実施した上で行うこと。

記

総論

配慮書対象事業に係る位置・規模に関しては、建設適地選定基礎調査や名護市環境審議会等を経て選定した経緯があるが、配慮書では、事業実施想定区域の選定過程の詳細が示されていない。

については、方法書以降の環境影響評価図書では、事業実施想定区域等の選定経緯の詳細を記載すること。

各論**1 大気質**

大気質の汚染状況に係る予測方法としてプルーム・パフ拡散モデルを用いた長期平均濃度に係る拡散計算を行っており、予測条件として設定した地形等の条件を、障害物のない平坦地としている。しかしながら、事業実施想定区域周辺は、採石場として人工的に形成された丘や陸側に広がる山など起伏がある場所であり、平坦地を予測条件として設定した大気質の

汚染状況の予測結果については、その不確実性が大きいおそれがある。については、事業実施想定区域周辺の地形等の条件を考慮した大気質の汚染状況の予測に努め、集落等へ汚染物質の影響がないよう煙突の配置に配慮すること。

2 景観

- (1) 樹木や人工構造物に遮られて、事業実施想定区域が見えないとしている眺望地点については、これら事業実施想定区域の眺望を遮っている樹木や人工構造物が将来的に改変される可能性がある場合は、改変後の景観への影響を考慮すること。
- (2) 配慮書では、廃棄物焼却施設、リサイクルセンター及び焼却施設の煙突の配置に関する複数の配置案が示されているが、施設の規模（大きさや高さ等）や色彩、施設に必要な緑地や駐車場、構内道路の配置が示されていない。については、配置計画を選定する際に、これらの配置等を総合的に検討し、景観への影響を回避又は低減する計画とすること。
- (3) 事業実施想定区域に近接している国道 449 号線からの景観への影響の予測について、国道 449 号線沿いの駐車場からの眺望景観の変化のみを予測しているが、当該道路は、良好な海岸景観を望むことのできる観光ルートであり、眺望景観の変化のみならず沿道景観の変化に係る予測が重要である。
については、当該道路からの沿道景観の変化を予測及び評価し、景観への影響を回避又は低減する計画とすること。

3 人と自然との触れ合い活動の場

施設の供用に伴い、廃棄物運搬車両の交通量が増加することで、海水浴やダイビング、トレッキングなど自然体験活動の場への主要なアクセスルートとなっている国道 449 号線の利用環境に変化が生じ、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス形態が変化するおそれがある。

については、施設の供用に伴う廃棄物運搬車両の増加量について予測し、施設への廃棄物運搬車両のアクセス道路の設定や出入口の配置については、必要に応じて道路管理者等と協議し、国道 449 号線の利用環境への影響を回避又は低減する計画とすること。

4 方法書以降において講ずべき措置

- (1) 方法書以降の環境影響評価に当たっては、以下の内容についてできる限り明らかにした上で、各環境要素に係る環境影響について調査、予測及び評価を行い、適切に環境保全措置を検討すること。
 - ア 設置される施設及び事業実施区域周辺の地形について、立体的に把握すること。
 - イ 工事計画について、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な内容を明らかにすること。
 - ウ 赤土等流出防止計画に関して、集水域等も含めて赤土等の対策施設の配置について明らかにすること。特に、処理後排水の放流先について明らかにすること。
 - エ 事業実施想定区域周辺では、「沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場整備事業」が進められていることから、当該事業に係る環境影響の情報収集に努め、配慮書対象事業の各環境要素に係る環境影響評価への影響を明らかにすること。

- (2) 計画段階配慮事項として選定されていない以下の項目について、環境影響評価項目として選定することを検討すること。なお、その検討に際しては、客観的かつ科学的に検討し、選定結果に至った経緯の詳細を示すこと。
- ア 事業実施想定区域の一部に「液状化の危険度が極めて高い」地区が含まれていることから、工事の実施及び施設等の存在及び供用時の建設作業振動や道路交通振動などの伝搬によって地盤へ影響することが懸念されることから、振動（地盤及び地形の状況）を環境影響評価項目として選定することを検討すること。
- イ 施設の供用に伴い、廃棄物運搬車両が増加することで、廃棄物運搬経路となる国道 449 号線の悪臭が懸念されることから、施設の供用時における廃棄物運搬車両走行に係る悪臭を環境影響評価項目として選定することを検討すること。
- ウ 事業実施想定区域の南側に近接する海域は、沖縄県の自然環境の保全に関する指針において、評価ランクⅡの自然環境の保護・保全を図る区域となっていることから、工事の実施における「赤土等による水の濁り」、「海域生物」を環境影響評価項目として選定することを検討すること。
- エ 工事の実施及び施設の供用に伴い、建設機械、資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両の交通量が増加することで、自然体験活動の場への主要なアクセスルートとなっている国道 449 号線の利用環境に変化が生じるおそれがあるため、人と自然との触れ合い活動の場を環境影響評価項目として選定することを検討すること。